



「オミクロン株対応ワクチン“一人1回”接種促進強化期間」 の実施について

滋賀県では、オミクロン株対応ワクチンの接種促進を図るため、県内市町と連携し、下記のとおり「オミクロン株対応ワクチン“一人1回”接種促進強化期間」を実施いたします。

記

1 期間

令和5年1月17日(火)から令和5年2月20日まで(月)

2 概要

“一人1回”のオミクロン株対応ワクチンの希望者全員への接種を令和5年3月31日までに完了するため、市町と連携し、引き続き必要な接種体制を確保するとともに、ワクチンの有効性や、接種会場の運営情報の一括発信など、接種に行く“きっかけ”づくりに取り組む。

特に30歳代以下の若者への接種が進んでいないことから、1月から4月にかけての受験や進学、進級、就職、転勤等のシーズンを迎えるにあたり、あらためて次の3点について重点的に発信し、接種の促進を図る。

- ① 早期のオミクロン株対応ワクチン“一人1回”接種の検討
- ② オミクロン株対応ワクチンの高い発症予防効果(有効率:約70%)
- ③ 無料接種期間は令和5年3月31日まで

(主な取組内容)

(1)希望者全員が3月末までに接種できる機会の確保

- ①すべての市町において3月末まで必要な接種体制を確保
- ②県広域ワクチン接種センターの取組
 - ・ 3月20日まで運営継続
 - ・ 「満12歳～15歳専用枠」、「学生・若者(16歳～29歳)優先枠」の設定
 - ・ 「夜間接種(金曜日)」、「休日接種(土曜日)」、「予約なし接種」の継続
 - ・ 幅広い接種対象者(県外在住の通勤・通学者や滋賀県出身者等も対象)

(2)接種に行く「きっかけ」づくり

県と市町が協力し、次の取組を実施

- ・ 広報、防災行政無線、自治会回覧、はがき送付等による呼びかけ
- ・ 家族・友人・職場などを通じた集中的な理解促進、呼びかけ
- ・ 県内の会場運営情報を県ホームページ等で一括して発信
- ・ ワクチン無料接種期間(令和5年3月31日まで)の周知